

鍼灸・あん摩マッサージ 受領委任制度について

新たに作成する施術報告書や、同意書新様式、同意期間など・・・多くの変更点に意識が行きがちだとは思いますが、来年 1 月から、鍼灸あん摩マッサージでの受領委任制度が始まります。受領委任の取扱いを申出するにあたりまして、皆さん今一度ご確認をお願い致します。

★療養費 受領委任の留意点★

- ・ 受領委任の取扱いを希望する施術管理者は、受領委任の取扱規程に定める事項について遵守することを確約しなければならないこと。
- ・ 確約を行った施術者は、施術所に勤務する他の施術者から保険施術の取扱いに定める事項を遵守し、受領委任の取扱いに係る施術並びに指導・監査の適用を受けることについて同意を受けた上、当該施術所及び勤務する施術者に関する事項を申し出ること。



これにより登録または承諾がなされることになる。

受領委任の取扱規程に定める事項が遵守されなかった場合等は、受領委任の取扱いを中止する。

※受領委任の申出の書類を提出した方については、

来年 1 月に、厚生局より承諾の通知が届くことになっています。

★受領委任契約についての注意★

受領委任契約は、施術者本人との契約です。

従って、受領委任の取扱いを申出する際も、辞退する際も、本人名で届出をしなければなりません。

※契約した施術者本人が退職したにもかかわらず、退職後も、退職した施術者の名前で、療養費請求された場合、その責任は契約者たる施術者が負います。

※仮に、悪用されたとしても、最終的に行政処分等がなされるのは、厚生労働大臣免許証を持つ、皆さんです。

★指導について★

北海道厚生局及び北海道庁は、指導監査要綱に基づき、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術者に対し、集団指導及び個別指導を行います。

【集団指導】

- ◎ 概ね 1 年以内に受領委任の取扱いを承諾した施術管理者、開設者
⇒ 申出をした方は対象の範囲内となりますので、通知が来たら必ず出席してください。
- ◎ 概ね 3 年に 1 回の割合で、道内の全ての施術管理者、開設者
(※現行の柔道整復療養費の集団指導の場合)

【個別指導】

- ◎ 受領委任の規程等に違反しているものと認められる施術管理者
- ◎ 患者、保険者、審査委員会等からの情報提供に基づき、指導が必要と認められた施術管理者
- ◎ 個別指導後、経過観察の対象となり、改善が認められない施術管理者又は改善状況の確認を要する施術管理者
- ◎ **【優先】**審査会又は保険者等から、不正又は著しい不当の事実が認められた請求として、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不当請求の疑いが強いものが複数患者分（概ね 10 人の患者分あることが望ましい）あるものの情報提供があった施術管理者

※個別指導の対象となる主なケース

- ① 患者からの情報提供（医療費通知、診療内容への疑義等）
- ② 事務職員等からの内部告発
- ③ 有料老人ホーム等の施設職員からの情報提供
- ④ 近隣の同業者等からの情報提供

※誹謗中傷の類も多いため、支給申請書の内容等を確認し、慎重に判断

『柔整療養費の被保険者等への照会について』より

柔道整復師の施術の療養費（以下「柔整療養費」という。）の適正化への取組については、平成 25 年 3 月 19 日付け事務連絡等で適切な実施についてお願いしているところであるが、保険者から被保険者等への照会について、不適切な実施例があると指摘されている。

被保険者等への照会に当たっては、以下によられるよう、改めてお願いする。

1. 被保険者等への照会の目的

柔整療養費の審査については、柔整審査会での審査により行われており、平成 29 年 10 月からは柔整審査会の権限の強化等も行われている。一方、被保険者等への照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向があるなどの施術について、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するためのものである。

したがって、被保険者等への照会については、本来の目的である不正の疑いのある施術等についての被保険者等への確認のために実施するものとし、受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれない。

2. 照会対象の選定

被保険者等への文書照会について、照会が不要と思われる請求（例えば、照会すべき理由がない月に 1 回、1 部位の施術の請求）についてまで照会を行っているという例や悉皆による照会を行っている例があると指摘されている。

被保険者等への文書照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向がある、又はいわゆる部位転がし（同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す）といった照会が必要な施術について照会することとされたい。

3. 照会の手法

被保険者等への照会の中には、**相当程度前の施術について被保険者等の記憶が曖昧で事実確認ができない場合や、複数枚にわたる大部かつ詳細な照会や複数月分の照会に回答がない場合に、疑義を解消することができない又は審査情報が不足しているという理由で返戻の対象とする例があると指摘されている。**また、**申請書と被保険者等からの回答の内容が一致しない場合に、施術所等に照会を行わずに不支給決定をしている例などがあると指摘されている。**

被保険者等への照会については、

- (1) 施術後照会まで相当期間が経過すると、被保険者等の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、適切な時期に実施するとともに、
- (2) 照会に当たって、患者に分かりやすい照会内容とし、また、記述しやすい回答欄とされたい。

具体的には、被保険者等への照会は、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するものであることから、施術期間・実日数や、負傷の原因・箇所（いつ、どこで、何をしていたと

- きに、どのようなことをして、どこを負傷したか）を確認するものとされたい。
- (3) また、申請書と被保険者等からの回答が一致しない場合には、不正が明らかであるなどの必要がない場合を除き、施術所等に照会を行い、疑義を解消するようにされたい。
- その際、疑義の解消に必要な範囲での照会を行われるよう留意されたい。
- (4) なお、被保険者等に領収証の提出を求め、領収証の提出がないことのみをもって不支給決定をすることは適切ではないので、留意されたい。

4. 照会の事務や作業の委託

柔整療養費については、保険者が有する機能については民間業者へ外部委託できないものであるが、民間業者へ被保険者等への調査を一任し、実態として保険者が有する機能の一部を外部委託している例がみられる。

返戻、照会の要否、審査、支給又は不支給の決定などについては、外部委託することが適当でないので、留意されたい。

また、被保険者等への照会の単なる事務や作業を外部委託する場合には、外部委託先について適切に事務や作業を実施できるかどうかを確認するとともに、保険者の責任と指導・監督の下で事務や作業が行われるようにされたい。

その際、施術者団体や請求代行を行っている者の子会社等に委託することは、自らの関係施術所について異なる取扱いをする等の疑義が生じるため適当ではないと考えられるので、留意されるとともに、その実態が判明した場合、保険者は、委託業者が自らの関係施術所について異なる取扱いを行っていないか改めて確認するなど、公正性の担保について留意されたい。

なお、委託費について、例えば、不支給となった請求額、照会や返戻の実施件数が多くなれば委託費が比例的に多くなるなど、過度なインセンティブを含む委託費となっており、結果として不適切な照会につながっている例があるとの指摘があるので、そのようなことがないようにされたい。

5. 被保険者等への照会についての相談窓口の設置

被保険者等への照会の不適切な例が指摘されていることを踏まえ、厚生労働省において、平成 30 年度に、その実態を把握し必要な改善を図るため、相談窓口を設けることとした。

被保険者等への照会の不適切な事例については、別添の連絡票により受け付けることとしたので、ご了承ください。

次ページの連絡票は、厚労省 HP の通知にてダウンロード可能です。
(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/jyuudou/ryouyouhi_shoukai.html)
柔整の返戻に関して、不明な点や疑問な点がありましたら、とりあえず記載して、組合へ送ってください。
こちらで確認のうえ、対応させていただきます。

(別添)

不適切な被保険者等への照会の連絡票

保険者名	☐ 協会けんぽ (支部) ☐ 健康保険組合 (組合) ☐ 国民健康保険 () ☐ 後期高齢者医療広域連合 ()
被保険者等への照会 実施者(委託業者)名	
具体的な内容	

※被保険者等への照会票の添付をお願いいたします。

連絡者の氏名 施術所名 住所 連絡先	
-----------------------------	--

【相談窓口】

厚生労働省 保険局医療課内 柔道整復療養費被保険者等への照会担当

E-mail : juseisyoukai@mhlw.go.jp

FAX : 03-3508-2746

今月のお歌

第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

● 両の足 すり合わせては進み行く

キュックキュックと鳴る イタンキの砂

室蘭には、イタンキ浜というサーフィンの有名な浜があります。
波が高いために、海水浴には適していませんが、砂が乾いた状態の時には、砂が鳴るのです。
『鳴り砂』としても有名です。

● 埠頭から 潮風に吹かれ 佇みて

夜空に響く 大きな花火

今年は、何年振りかで室蘭の港祭りの、花火大会に出かけてきました。
幸いにお天気も良くて、日頃なら人がほとんど出ていないところなのに、
大勢の市民が花火を楽しんでいました。

イタンキ浜鳴砂海岸

所在地：北海道室蘭市東町 3 丁目

砂地を歩いたとき「キュッキュッ」と音を出す砂を鳴砂といいます。

砂の中には石英という鉱物の結晶体が沢山含まれており、細粒化した石英の粒は軽いため砂の上に集まります。

このとき粒が「きれい」で「程よく丸み」があり「揃って」いる、という条件が整った時に音を出しますが、「砂と砂が触れ合って鳴る」という考えと、「砂の中の空気が砂の振動で起こる共鳴音で鳴る」という二つの見方があるようです。

鳴砂は、長い時間のなかで誕生し、よい環境でなければ鳴らない特徴があり、極少量の油やたばこの灰などの汚れでも鳴らなくなります。



(引用 室蘭市公式ホームページより)

<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6400/narisuna.html>

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南 1 条西 13 丁目 317-3 7F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>